

三好市市営住宅入居申込について

☆申込資格

- 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- 入居する人全員の所得合計が定められた基準内であること。
認定月額^{※1}158,000円以下。ただし裁量階層【高齢者世帯（60歳以上又は18歳未満のみ世帯）・障がい者世帯、子育て世帯（義務教育終了までの子）】は認定月額214,000円以下。
- 税及び公共料金（水道料金、保育料等）を滞納していないこと。
- 身元引受人^{※2}を1人用意できること。
- 申込者または同居親族が暴力団員でないこと。

※1 認定月額の計算方法

所得税法に準じて計算した前年中（1月～12月）の入居者全員の所得合計から控除額を引いた額を12カ月で除した金額が認定月額となります。控除額は、同居及び扶養親族1人につき38万円で、老人扶養親族・特定扶養親族・障がい者・ひとり親・寡婦などがある場合は、それぞれ加算して控除されます。

※2 身元引受人

「民法に規定する能力制限者（未成年・成年被後見人・被保佐人・被補助人）でない者」かつ「入居者が死亡等した場合に相続人となる者、又は遺言、契約等により入居者の退去手続きを行うことができる者」

☆申込に必要な書類

- 市営住宅入居申込書（様式第1号）※各地区担当課備え付け
- 入居希望者全員の住民票（同一世帯であれば世帯全員の住民票で可）
- 入居希望者全員の所得証明書※収入申告書（様式第2号）
（本年1月1日時点で住所が三好市にある方は、別紙の様式第21号「同意書」で省略可）
- 入居希望者全員の個人番号が分かるもの（入居申込書提出時に提示）
- 税の滞納が無い旨の証明書類
本年1月1日時点で住所が三好市にない方は、別紙の様式第3号「証明願」を提出
（または他市町村が発行する税の滞納が無いことが確認できる証明書でも可）

☆その他の提出書類

- 心身障害者の方は、障害を証明する手帳の写し等
- 現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、過去3ヶ月分の家賃支払済証明書等
- その他市が必要と認める場合、書類の提出を求める場合があります。
（例：本年1月1日現在で、三好市外在住者の場合、入居希望者全員の所得課税証明等を求める場合があります。）

☆入居決定時に必要な事項

- 敷金（家賃の3ヶ月分）※入居決定日から10日以内に納入
- 身元引受人（単身入居者の場合1人必要）
- 請書（契約書）
- 契約者（名義人）と身元引受人の印鑑証明
- 身元引受人と契約者（名義人）の関係がわかるもの（戸籍等）
- 緊急連絡先の登録・・・入居者と連絡がとれない場合の安否確認や必要な手続案内

☆特定公共賃貸住宅の所得基準（山城、井川、西祖谷、東祖谷のみ）

- 入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下であること

☆その他

- 郵送による申請受付は致しません。 ○別途、浄化槽使用料が必要です（納付先は、団地自治会）
- 申し込み・提出先は、各地区担当課に提出。（池田は管理課、他は各支所ごと）

★申込み締め切り日★令和6年12月27日 17時15分 必着